（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（総合特別区域法の一部改正）

第四条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第十二項の表第百条第一項の項及び第百条第二項の項中「第一条」を「第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条」に改める。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六条において同じ。）の設置及び管理に関すること。

第七条第一項第十三号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七条第四号において「番号利用法」という。）」を「番号利用法」に、「。同号」を「。第四十七条第四号」に改める。

第十九条第一項中「十人」を「九人」に改め、同条第二項中「大臣官房に置く」を削る。

第二十条の見出しを「（大臣官房に置く課等）」に改め、同条中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十六条を次のように改める。

（参事官の職務）

第二十六条　参事官は、番号利用法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

附則第八条中「第十九条第一項」を「第二十条」に改め、「のうち一人」を削る。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十八号

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年五月二十九日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第十九条第十二号」を「第十九条第十三号」に改める。